

オガニマルールができるまで

● 1996年ごろから



小笠原では飼い主のいないネコの対策に取り組み始めていました。

● 1998年

全国初の **飼いネコ適正飼養条例** !

みなさんのご協力のもと、飼いネコの登録やノネコ捕獲など、先進的な取組を進めてきました。



● 2011年

世界自然遺産登録

ネコ対策などの外来種対策が一定の成果を挙げたことも、遺産登録を後押ししたと言われています。



● 2020年3月

対象をネコからペット全般に発展した

オガニマルール !

オガニマルールはこれまでの経験を活かし、人とペットと野生動物のより良い関係をつくることを目指します。

※ ネコ条例は発展的消滅(廃止)となりました。



オガニマルールお悩み相談室

野生動物のお悩み



かつて野生化したペットに襲われそうになったことがあって、今でもペットは怖い存在です。

なるほど、安全に暮らしたいと…



ペットのお悩み



過去に逃げ出したペットの過ちにより、肩身の狭い思いをしています。

ははあ、これからも小笠原で飼い主と幸せに暮らしたいと…



そこで…

オガさわら あニマルール

小笠原の動物のための条例 ができました!

オガニマルールによって生態系への影響を未然に防ぎ、環境衛生も保つことで、「人とペットと野生動物が共存できる島」として、小笠原固有の自然環境の保全を目指します。

ペットを飼う人もそうでない人も、オガニマルールにご協力をお願いします。



申請書等のPDFや詳しくはこちらから



問合せ先

小笠原村環境課

パンフレット版も配布しています。

TEL 04998-2-2270

〒100-2101 小笠原村父島字西町

<https://www.vill.ogasawara.tokyo.jp/kankyo/>

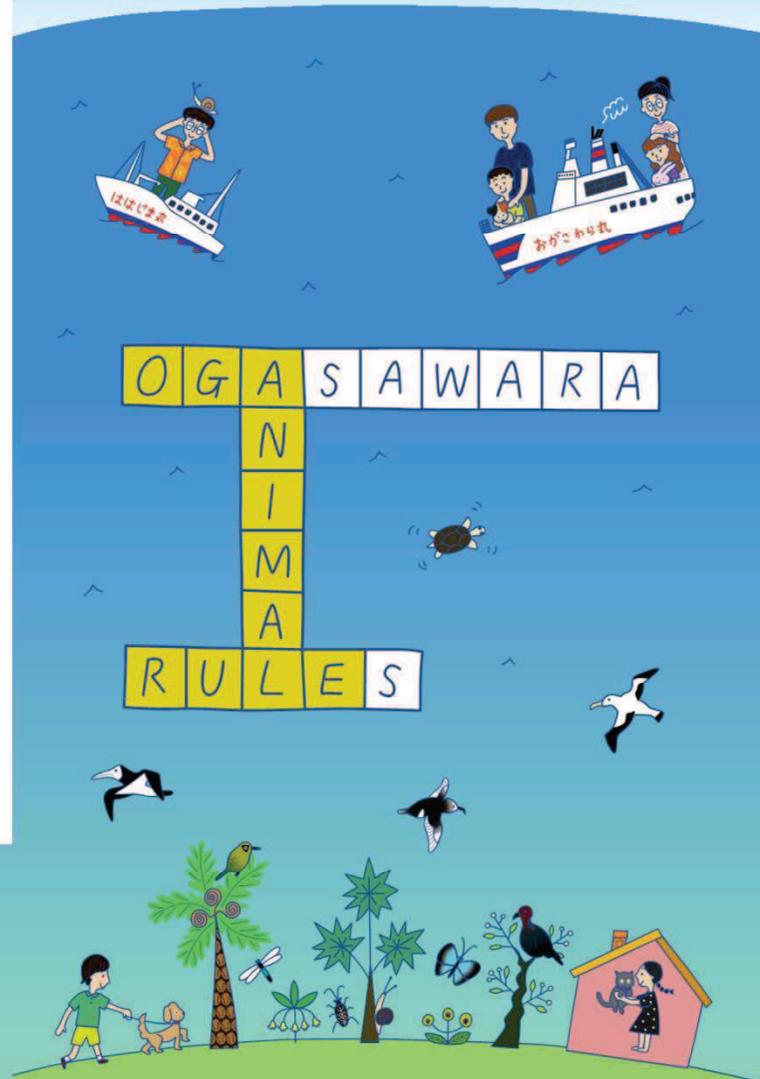
絵・デザイン 羽馬有紗

令和8年4月

令和8年度
リーフレット版

人とペットと野生動物が
共存できる島になるための

4つのオガニマルール



小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例



ルール1 正しく飼って、逃げないようにしよう。



大切な家族であるペットの暮らしを守る8つのポイントです。

- 逃がさないようにしよう
- みだりに餌やりしないようにしよう



- ペットのことをよく理解しよう
- 清潔にしてあげよう
- さいごまで飼おう
- ペットが、どこのだれか、わかるようにしよう



- 管理できない繁殖はやめよう
- 決められた頭数で、大事に飼おう



施行中

ルール2 登録しよう。



小笠原に住むペットの状況を村で把握するため、小笠原で30日を超えてペットを飼う場合、ペットが村に到着してから30日以内に登録をお願いします。



施行中

ルール3 持ち込むとき、申告しよう。



小笠原に持ち込まれる動物の状況を村で把握するため、小笠原に動物を持ち込む場合、動物の種類と数などの申告が必要です。



申告を受けて、ペットかその他の動物かを確認します。

その他の動物について

- 例
- 産業動物、畜産業、水産業に関わる全ての動物
 - 学校教育、生態系保全等を目的に飼育される動物



引き続き持ち込みが認められますが、持ち込み時の申告および逸走防止にご協力ください。

ルール4が始まると、ペットについては、持ち込みが認められている種かどうかも確認します。



令和8年度スタート

ルール4 持ち込める種類を確認しよう。



ルール2 登録で小笠原でどんな動物が飼われているのかを把握し、ルール3 申告で小笠原にどんな動物が持ち込まれているかを把握します。



これらの情報をもとに連れて来てはいけない種類 **ブラックリスト** ではなく、小笠原に持ち込んでも問題がない種類 **ホワイトリスト** を選定し、村議会の議決を経て施行します。



ホワイトリスト入り確定



犬猫以外

ホワイトリスト(検討中)



ルール4が始まると、ホワイトリストに選ばれていないペットの持ち込みは、お断りさせていただきます。



段階的にスタート予定

オガニマルールの主役となる人たち

ペットを飼う人(仕事・観光で滞在する人も含む)

村で長期間ペットを飼う人



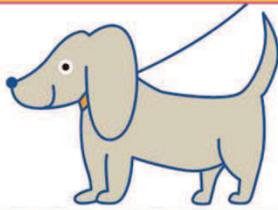
※30日を超える場合。

村で短期間ペットを飼う人



※30日以内の場合。

愛玩動物(ペット)

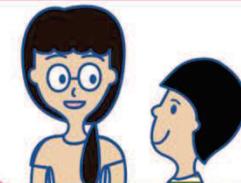


ペット以外の動物を飼う人



※所在は村内外問いません。

その他の人(一時的に滞在する人も含む)



※動物を飼っていない人も含まれます。